

サポート・メンテナンスサービス規約

お客様（以下「甲」といいます）は、SHODA株式会社（以下「乙」といいます）が甲に販売した製品（以下「本製品」といいます）に対して提供するサポート・メンテナンスに関して、本規約の条件に従うことに同意します。

第1条 本サービスの対象

サポート・メンテナンスの対象は、申込書に特定されたお客様に対して行われるものとします。かかるお客様情報の変更は、甲が乙に対して事前に書面で通知するものとします。また、本サービスの対象となる製品は別紙に定めるソフトウェア製品に限ります。

第2条 有効期間

本規約は、甲が記名捺印した申込書を乙が受領し当該サポートメンテナンス料の入金を確認された日から有効となり、その日の翌月末日の1年後までとします。サポート・メンテナンスの提供期間や必要な要項は、乙より甲に返送する電子メールの所定欄に記載されます。

第3条 サポート・メンテナンス

1. サポートメンテナンスの内容と料金

サポートメンテナンスは、甲に対し別紙に定めるサポートメンテナンス料の支払を条件に、有効期間中、別紙に定める内容で提供されます。

2. 対象バージョン

リリースされている最新バージョンを対象とします。

3. ライセンス

サポートメンテナンスのご利用は、該当製品1ライセンスにつき、1契約とします。

第4条 サポートメンテナンス料の支払

1. 料金の支払

甲は、サポートメンテナンス料1年分の金額を、申込書送付の上7日以内に、乙指定口座に現金振込にて支払うものとします。

2. サポートメンテナンスの更新

2年度以降のサポートメンテナンスについては、前年度の期間満了の30日前までに甲がサポートメンテナンスを解除する旨書面にて通知しない限り、本規約に基づき1年間自動更新されるものとします。甲は次年度のサポートメンテナンス料を、更新日の前日までに前項に従い支払うものとします。

3. サポートメンテナンス料の改定

乙は、更新日の30日前までに書面にて甲に通知することにより、次年度のサポートメンテナンス料を改定することができます。

第5条 解約

甲は30日前までに書面にて乙に通知することにより本サービスを随時解約することができます。かかる場合において、乙が本規約に基づき受領したサポートメンテナンス料の返還は行われず、甲において未払料金がある場合、甲はかかる未払料金の支払責務につき甲は免責されず、乙に対して解約日までに未払料金全額を支払うものとします。

第6条 一般規定

1. 通知

本規約により送付することが要求される全ての通知は、住所変更通知を含めて、申込書に記載された住所宛に書面により郵送されたときに送付されたものとみなします。

2. 分離性

本規約のいずれかの条項が無効あるいは強制不能とされた場合であっても、本規約の他の条項は完全な効力を有するものとします。

2. 放棄

本規約の不履行または違反について当事者が権利を行使しなかった場合であっても、他の、またはその後の不履行または違反については権利放棄を行ったことになりません。

3. 完全合意

本規約は、当事者間の完全合意を構成し、本規約に規定する本製品及びサポートメンテナンスに関する書面または口頭による過去の一切の規約及び表明事項に取って代るものです。本規約は、当事者の正式な権限のある代表者の署名した書面によらずに修正、変更はできません。

4. 準拠法

本規約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本規約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

5. 雑則

本規約に規定のない事項並びに本規約に関する疑義については当事者が信義誠実の原則に従って協議するものとします。